

決議案第1号

石田副議長に対する不信任決議について

上記決議案を和寒町議会会議条例第16条第1項及び第2項の規定により提出します。

令和7年6月12日 提出

提出者	和寒町議会議員	小野田	久美子
賛成者	和寒町議会議員	酒向	勤
	〃	窪田	裕二
	〃	村岡	敏一
	〃	池澤	哲也
	〃	遠山	優太

和寒町議会議長 中原浩一様

記

1. 決議案 別紙のとおり

石田副議長に対する不信任決議

住民による直接選挙で選ばれた議員は、住民全体の代表者であり奉仕者であります。議員は、自身の意思とは反した議決であっても議会で議決された案件は多数決の原則に従い、通常の案件で過半数、特別の案件で特別多数の賛成の意思表示があれば議会の意思になります（地方自治法 116 条）。

決定した議会の意思（議決）は、議会の統一した意思となり、議決の宣告があったときから成立した議決に従わなければなりません。その議決した事項は、町（執行機関）、内容によっては住民も同様であり町の意味になります。

そのような議会制民主主義の原則のもと、石田副議長は、本来、議会が円滑に運営されるように議長を補佐する立場であり、議長に事故等不測の事態が発生したときには議長の職権を行う地位にあります。

特別養護老人ホーム芳生苑の老朽化に伴う建替えは、約 10 年前から議会としても視察や研修等を重ね、内容を確認しながら進めてきており、関連する予算を議会において議決してきた経過にあります。

しかし、石田副議長は、議会で議決したその意思を尊重せず「ふくしのまちづくり」に関する今までの議論を蔑ろにするような発言のみならず、今年 5 月 8 日の臨時会に提案された、和寒町特別養護老人ホームの建替の是非を問う住民投票条例案に係る署名活動を行い、今年 2 月 17 日、3 月 21 日、4 月 22 日の関連書類提出の際に請求代表者と共に副議長自ら立ち会ったことは、自身が言う「協力者」という枠を超え、中心的な役割で行動されたと受け取れます。

副議長として、これらの行動は多くの町民を混乱へと巻き込むなど、議会への町民からの不信や町への信頼失墜を起こし、副議長としての資質を欠くものです。

また、今年 3 月 4 日総務経済常任委員会という公の場所で、ある住民を名指しプライバシー侵害とも受け取れる不適切発言がありました。

このことは、地方自治法 132 条「議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は個人の私生活にわたる言論をしてはならない」また和寒町議会会議条例第 94 条で「議員は、議会の品位を重んじなければならない」に反する行為であり、石田副議長は発言や態度に十分注意せず、個人名を挙げプライバシーの侵害と受け取れる発言などを行ったことは許されません。以上の理由から、副議長としての適格性を欠いているので、和寒町議会は石田副議長を信任しない。

以上、議決とする。

令和 7 年 6 月 1 2 日

和 寒 町 議 会